



概要版

東秩父村
高 齡 者 福 祉 計 画

第 9 期 介 護 保 險 事 業 計 画

成年後見制度利用促進基本計画

令和 6 年 3 月

東秩父村

■東秩父村高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定にあたって

村では、高齢者の皆様が自立し安心して暮らせる村づくりを推進するため、高齢者福祉の総合計画として「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、事業を実施してまいりました。

計画策定にあたって、介護保険事業計画の内容を3年ごとに見直すこととされているため、今後3年間の事業量を推計し、その事業量に基づいた介護保険料の基準額を定めるとともに高齢者福祉分野等における各施策について調整を図り見直しを行ったものです。

高齢化による介護需要の増加、人口減少による担い手不足、地域のあり方等、高齢者を取り巻く環境は大きく変化すると予測され、その変化に対応すべく介護保険制度も年々変化を遂げている状況の中、これまで以上に介護保険制度を行政、村民、地域、各関係機関等と協働して、地域共生社会の実現のため、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち安心して生活ができるよう、介護・予防・医療・生活支援・住まいのサービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を更に進めてまいります。

本計画におきましても、第6次東秩父村総合振興計画の東秩父村の10年後のありたい姿に掲げる「支え合いと思いやりでつながる村」、福祉・子育ての方向性として「地域で支え合い元気に暮らせる村」を基本理念とし、「健康寿命の延伸」を基本目標に掲げ、村民がいつまでも健康で安心して暮らせる地域づくりを進めてまいります。また、近年の高齢化により、「成年後見制度」の利用者数の増加が見込まれることから「東秩父村成年後見制度利用促進基本計画」を策定し実施してまいります。

計画の策定にあたり様々な立場からご意見をいただきました介護保険運営協議会委員の方々にお礼を申し上げますとともに、計画に基づく事業実施につきましては、村民並びに事業者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和6年3月



東秩父村長 足立理助

■東秩父村高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の概要

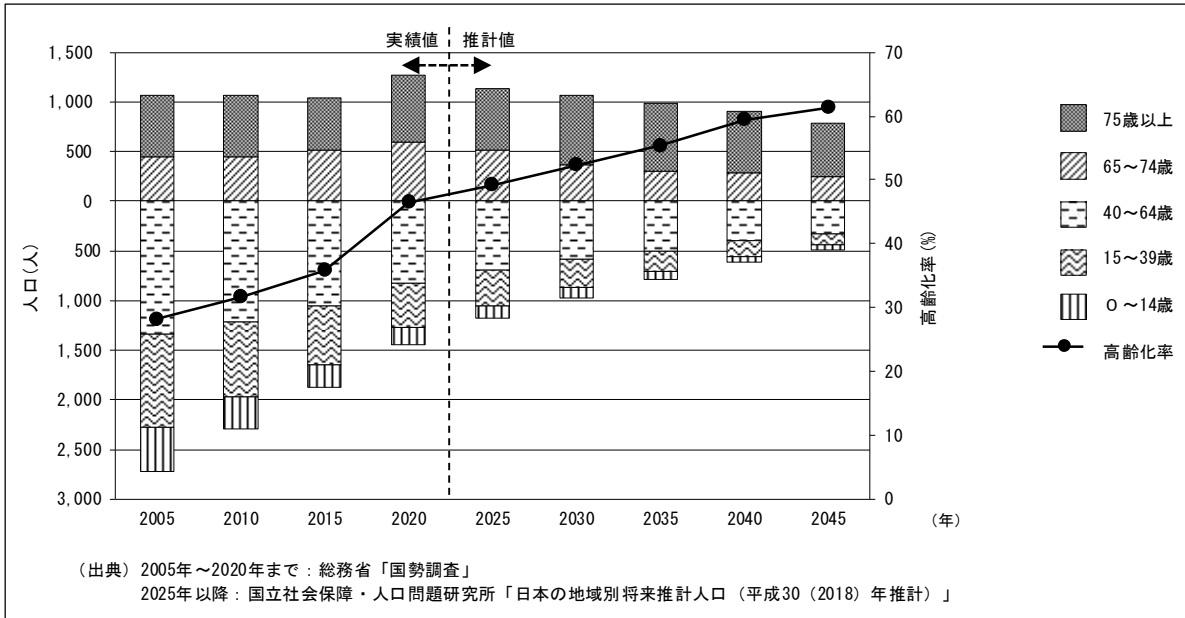
●計画策定の趣旨

地域共生社会の実現に向け、これまでの取組をさらに進めるため「東秩父村高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」（計画期間：令和6年度～令和8年度）を策定するとともに、権利行使の支援を進めるため東秩父村成年後見制度利用促進基本計画を合わせて策定するものです。

●高齢者等の推計

本村の総人口は減少傾向にあり、65歳以上人口も令和2年（2020年）以降は減少することが見込まれます。高齢化率は、令和2年（2020年）で46.5%でしたが、令和22年（2040年）には59.4%となる見込みです。

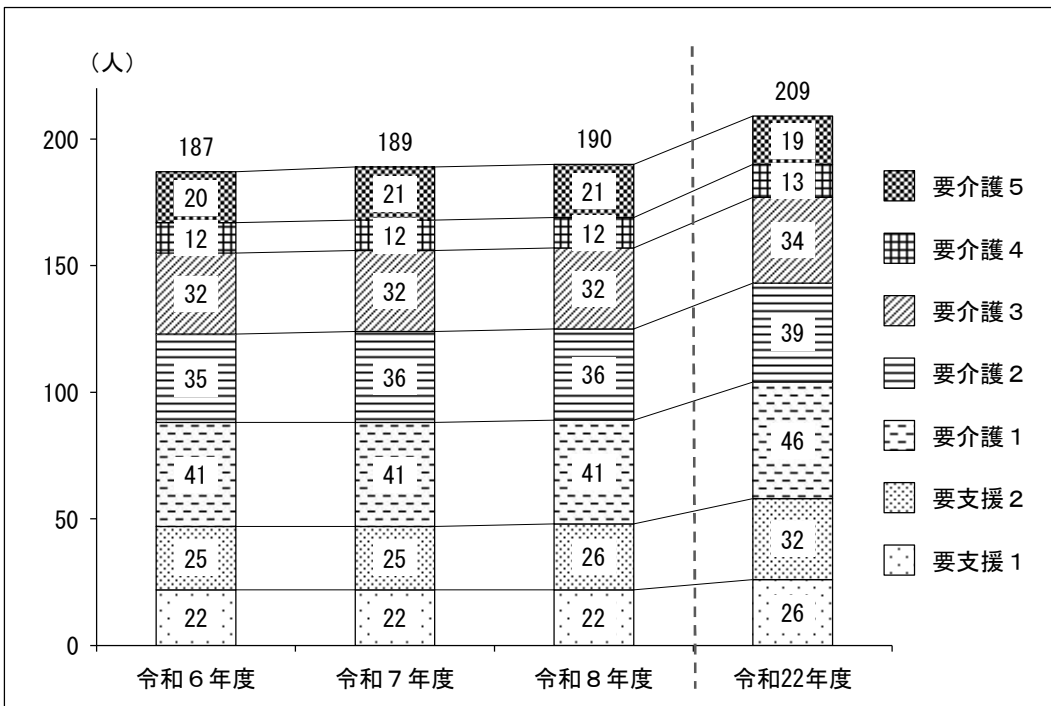
人口・高齢化率の推移・推計（各年10月1日現在）



●要介護（要支援）認定者数等の推計

第1号被保険者（65歳以上）の認定者数は、令和8年度が190人、令和22年度では209人へと増加することが見込まれます。

第1号被保険者の要介護（要支援）認定者数の推計



●基本理念

第6次東秩父村総合振興計画（令和3年度～令和10年度）では、健康・福祉分野の10年後のありたい姿を「支え合いと思いやりでつながる村」とし、福祉・子育ての方向性として「地域で支え合い元気に暮らせる村」を掲げています。これらの考え方を基本理念とし、地域共生社会の実現に向けて各事業の推進を図ります。

●基本目標

◆基本目標◆ 健康寿命の延伸

地域包括支援センターによる介護予防事業、保健センター等による健康づくり事業、民間団体による移送活動、ボランティア活動、総合事業・介護保険サービスによる重度化予防により健康寿命を延伸します。

健康寿命の推移・延伸目標

区 分	実績値	目標値	
	令和3年（2021年）	令和8年（2026年）	令和22年（2040年）
男 性	83.78	84.00	84.50
女 性	85.88	86.00	86.50

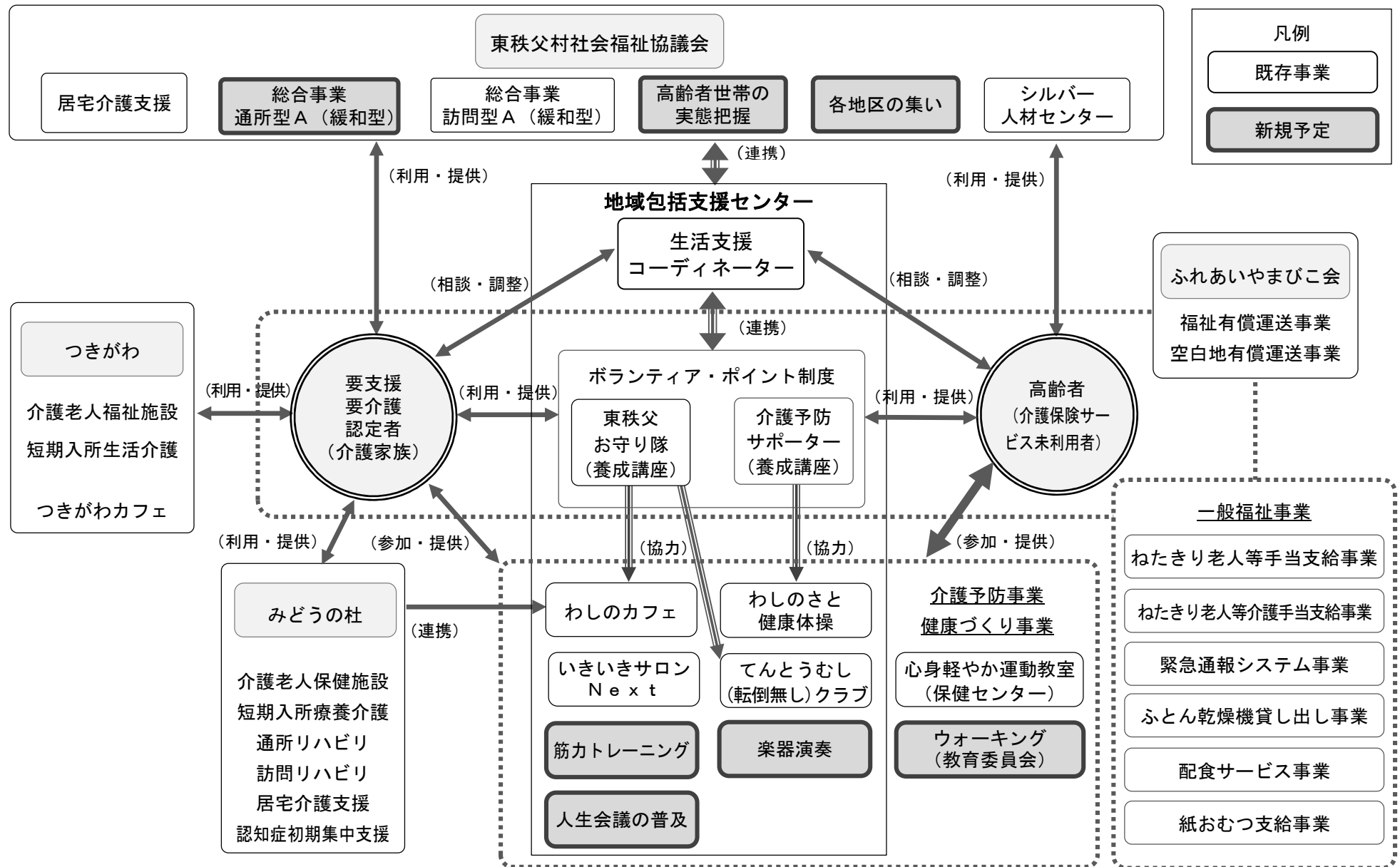
注）表中の数値は、健康寿命期間に65（歳）を加算した値

健康寿命期間は65歳から要介護2以上の認定を受けるまでの平均期間（埼玉県資料）

●基本方針

より多くの高齢者が、介護予防や健康づくり、生きがいづくり活動に参加できるよう、村内の介護保険サービス提供事業者、住民ボランティア活動との連携により、高齢者世帯の実態を把握し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施、認知症施策や人生会議の普及に取り組み、地域リハビリテーション支援体制の構築を図ります。

◆東秩父村 高齢者等の地域リハビリテーション体制図



◆東秩父村 高齢者等の地域リハビリテーション構成 **太字**：新規予定

区分	実態把握・相談活動	介護予防・健康づくり・生きがづくり事業 通所サービス	訪問サービス	入所・短期宿泊	認知症支援	移送	配食
元気	高齢者世帯の実態把握 (社会福祉協議会) 相談活動 (地域包括支援センター)	いきいきサロン Next わしのさと健康体操 各地区の集い 楽器演奏 筋力トレーニング 人生会議の普及 心身軽やか運動教室 ウォーキング				福祉有償運送 空白地有償運送 (ふれあいやまびこ会)	配食サービス
虚弱		てんとうむし(転倒無し)クラブ			わしのカフェ(みどりの杜)		
総合事業		通所型A	訪問型A		認知症初期集中支援(みどりの杜)		
要支援(予防給付) 要介護(介護給付)		通所リハビリ	訪問リハビリ	短期入所療養介護 短期入所生活介護 介護老人保健施設 介護老人福祉施設	短期入所療養介護 介護老人保健施設		
住民活動		東秩父お守り隊 介護予防サポーター 公民館活動・サークル活動	東秩父お守り隊		東秩父お守り隊		
サービス提供事業者					つきがわカフェ(つきがわ)		

●福祉事業

事業名	内容
ねたきり老人等手当支給事業	○65歳以上の在宅の高齢者で、6か月以上にわたり常時ねたきりの方や重度の認知症の方などを対象に、月額5,000円を支給
ねたきり老人等介護手当支給事業	○ねたきり老人等手当を受けている方を介護している方に、月額2,000円を支給
緊急通報システム事業	○ひとり暮らしの方及び高齢者のみ世帯に、比企広域消防本部東秩父分署と連携し緊急通報システムの設置
ふとん乾燥機貸し出し事業	○家庭内において、寝具を乾燥することが困難な65歳以上のねたきり等の方に対し、ふとん乾燥機の貸し出し
配食サービス事業	○65歳以上の高齢者世帯等で日常生活に支援が必要な方を対象に、配食サービスを実施（月曜日から金曜日の昼食を配達、1食自己負担250円）
紙おむつ支給事業	○要介護（要支援）認定を受けている在宅の方または主治医が家族介護用品の使用を必要と認めた第1号被保険者（65歳以上）を対象に、月額2,500円を上限に支給

●介護保険事業の標準給付費等の見込み

標準給付費及び地域支援事業費の見込み額は、令和6年度から令和8年度の3年間の合計で約13億3,200万円と見込みます。

標準給付費等の見込み額

単位：千円

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
標準給付費見込額（A）	432,521	434,249	442,597	1,309,368
総給付費	405,306	406,713	414,917	1,226,936
特定入所者介護サービス費等給付額	16,597	16,793	16,881	50,272
高額介護サービス費等給付額	9,819	9,936	9,988	29,744
高額医療合算介護サービス費等給付額	638	645	648	1,931
算定対象審査支払手数料	159	161	162	483
地域支援事業費（B）	7,852	7,852	7,849	23,554
介護予防・日常生活支援総合事業費	7,043	7,043	7,040	21,127
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	100	100	100	300
包括的支援事業（社会保障充実分）	709	709	709	2,127
合計額（A）＋（B）	440,374	442,102	450,446	1,332,923

注）端数処理の関係で計が一致しない場合がある

●第1号被保険者保険料

第1号被保険者（65歳以上）の令和6年度から令和8年度の保険料は、基準額となる第5段階の年額が、82,900円（参考月額：6,916円）となります。

所得段階別第1号被保険者保険料（年額）

保険料段階	基準額に対する乗率	年額
第1段階 ・生活保護被保護者 ・世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	0.285 [※]	23,600円
第2段階 ・世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	0.485 [※]	40,200円
第3段階 ・世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等120万円超	0.685 [※]	56,700円
第4段階 ・本人が住民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円以下	0.900	74,600円
第5段階 ・本人が住民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円超	1.000	82,900円
第6段階 ・本人が住民税課税かつ合計所得金額120万円未満	1.200	99,400円
第7段階 ・本人が住民税課税かつ合計所得金額120万円以上210万円未満	1.300	107,700円
第8段階 ・本人が住民税課税かつ合計所得金額210万円以上320万円未満	1.500	124,300円
第9段階 ・本人が住民税課税かつ合計所得金額320万円以上420万円未満	1.700	140,900円
第10段階 ・本人が住民税課税かつ合計所得金額420万円以上520万円未満	1.900	157,500円
第11段階 ・本人が住民税課税かつ合計所得金額520万円以上620万円未満	2.100	174,000円
第12段階 ・本人が住民税課税かつ合計所得金額620万円以上720万円未満	2.300	190,600円
第13段階 ・本人が住民税課税かつ合計所得金額720万円以上	2.400	198,900円

注）年額は100円未満を切り捨てた金額

第1段階、第2段階、第3段階の基準月額に対する乗率は公費による軽減後の乗率

●地域支援事業等

区分	事業名	内容
介護予防・生活支援 サービス事業	訪問型サービス	○旧介護予防訪問介護相当（訪問介護員等によるサービス） ○訪問型サービスA（緩和型）
	通所型サービス	○旧介護予防通所介護相当（通所介護事業者の従業者によるサービス） ○通所型サービスA（緩和型）
	介護予防ケアマネジメント	○心身の状況、世帯等の状況から、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう援助
一般介護予防事業	てんとうむし（転倒無し）クラブ（運動・口腔・栄養教室）	○保健センターで開催 ○送迎の実施 ○健康運動指導士、理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士による指導、東秩父お守り隊がボランティアとして参加
	いきいきサロン Next	○高齢者生きがいセンター、ふれあいセンター槻川で開催 ○血圧測定、軽い体操、歌、手芸など ○送迎の実施 ○東秩父お守り隊がボランティアとして参加
	楽器演奏グループ活動	○保健センターで開催 ○簡単な楽器の演奏によるグループづくり
	各地区の集い	○わしのさと健康体操実施日を利用し集いの場づくり ○東秩父村社会福祉協議会との連携により実施
	筋力トレーニングへの支援	○筋力向上施設の利用支援
	東秩父お守り隊定例会	○2か月に1回開催
	東秩父村介護支援ボランティア・ポイント制度の実施	○介護予防事業への協力などポイントの付与対象活動を設定
	ボランティア養成講座	○ボランティアとしての心得の研修
	わしのさと健康体操への支援	○地域の集会所等で週1回開催 ○地域住民による自主活動 ○理学療法士、作業療法士の派遣
	介護予防サポーター養成講座	○介護予防の必要性や効果についての講義 ○体操指導についての実技
	一般介護予防事業評価事業	○介護予防事業の実施状況把握 ○事業効果の検討及び事業構成・事業実施方法の検討 ○介護予防事業参加者へのアンケートの実施
介護予防把握事業	○高齢者世帯の実態把握 ○東秩父村社会福祉協議会との連携により実施	

区分	事業名	内容
地域包括支援センターの運営	総合相談支援業務	○訪問、電話、来所による介護者(ケアラー)等の相談 ○地域包括支援センター職員による訪問活動
	権利擁護業務	○成年後見制度に関する相談 ○高齢者虐待に関する相談
	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	○事例検討・情報交換会(ケアマネジャー会議)
	地域ケア会議	○地域ケア担当者会議の開催 ○地域ケア会議の開催
社会保障充実分	在宅医療・介護連携推進事業	○現状分析・課題抽出・施策立案(計画) ・かかりつけ医機能報告等を踏まえた協議 ○対応策の実施 ・人生会議(ACP:アドバンス・ケア・プランニング)の普及 ○対応策の評価の実施、改善の実施
	生活支援体制整備	○生活支援コーディネーターの設置 ○協議体の設置(地域ケア担当者会議)
	認知症施策	○認知症初期集中支援チームの設置 ○認知症地域支援推進員等の配置 ○認知症サポート医の配置 ○わしのカフェ(認知症カフェ)の開催 ○チームオレンジの組織化 ○チームオレンジコーディネーターの配置
任意事業	介護給付等費用適正化事業(第6期東秩父村介護給付適正化計画)	○要介護認定の適正化 ○ケアプラン等の点検 ○医療情報との突合・縦覧点検
	その他事業	○介護給付費通知 ○車椅子貸出事業 ○住宅改修支援事業 ○認知症サポーター養成講座(一般、職員、中学生)

●関連事業の推進

◆福祉意識の高揚

施策	内容
住民の福祉意識の高揚	○広報紙や村ホームページ、各種行事やイベント、団体等の会合における広報・啓発活動の実施
ボランティア活動の促進	○東秩父村介護支援ボランティア・ポイント制度の普及
福祉体験活動の推進	○学校と福祉施設等との連携による福祉体験学習、交流活動の実施

◆健康づくり事業の推進

施策	内容
予防接種事業等の推進	○65歳以上を対象に、高齢者インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌等の予防接種事業の実施
	○新型コロナウイルスなどのワクチン接種等の情報の提供
心身軽やか運動教室の開催	○総合的な運動、ヨガ、エアロビクスなどを取り入れた「心身軽やか運動教室」の開催
ウォーキングへの支援	○ウォーキングへのきっかけづくりとして教室等の開催

◆生活環境の向上

施策	内容
移動への支援	○福祉有償運送、公共交通空白地有償運送を進めます。 ○和紙の里から自宅までの公共交通空白地有償運送自宅送迎制度の実施 ○思いやり駐車場等のパーキング・パーミット制度の情報の提供
防災・防犯体制の強化	○防災情報通信システム（タブレット）による災害時等の情報の提供 ○避難行動要支援者名簿の作成（見直し）、個別支援計画により避難支援体制の強化 ○振り込め詐欺等の防犯情報の配信 ○防犯団体によるパトロールの実施
生きがいづくり活動の促進	○老人クラブ活動の促進、東秩父村社会福祉協議会による敬老事業、シルバー人材センター活動の支援 ○公民館（コミュニティセンターやまなみ）等での各種教室の開催、住民の自主的なサークル活動の支援
介護事業者等への支援	○施設介護事業者と立地地域の住民等との交流支援 ○人材確保のための広報紙等による情報の提供
民間事業所との連携	○事業所との協定による地域における見守り活動等の推進 ○村内の事業所への職場環境の改善に関する普及啓発

■東秩父村成年後見制度利用促進基本計画の概要

～ 成年後見制度の概要 ～

- 成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。
- 法定後見制度は、「補助」「保佐」「後見」があり、家庭裁判所によって、成年後見人等（本人の家族や親族、福祉や法律の専門職（社会福祉士、司法書士、弁護士等）、市民後見人や団体（法人）など）が選ばれる（選任される）制度です。
- 任意後見制度は、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、ひとりで決めることが心配になったときに代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

●取組内容

◆成年後見制度等の周知と利用支援

施策	内容
成年後見制度等の普及	○広報紙、ホームページ等による情報提供 ○東秩父村社会福祉協議会による日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）の普及
成年後見制度等の利用支援	○村長が申立てを行う成年後見制度利用支援事業の実施 ○住民福祉課窓口の相談体制の強化 ○地域包括支援センターによる相談活動の実施

◆成年後見制度の実施体制の構築

施策	内容
中核機関・協議会の運営	○住民福祉課を中核機関として協議会の運営
担い手の確保・育成	○市民後見人の養成について情報提供 ○東秩父村社会福祉協議会による法人後見の実施体制の整備促進
地域の見守り活動等との連携	○制度の利用が望ましい方への情報提供及び利用への支援
地域連携ネットワークの整備	○権利擁護支援を担う福祉・行政・法律専門職・家庭裁判所等による地域連携を進めるネットワークの整備

東秩父村高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画 東秩父村成年後見制度利用促進基本計画

発行／東秩父村 発行日／令和6年3月 編集／東秩父村保健衛生課

〒355-0393 埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂 634 電話 0493-82-1777 F A X 0493-82-1562